四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）	
			1～3　区	0.019
			4　区	0.019
			5　区	0.013
			6　区	0.008
			7　区	0.005
			8　区	0.003
			9　区	0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.91
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.88
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.92
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.92
			6,000,000人を超える数	0.94
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.46
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.44
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.38
			同上900,000人を超える数	0.21
			普通態容補正	
			特別区	1.000
			指定都市	0.602
			児童相談所設置	0.660
			中核市	0.749
			その他の市町村	1.000
	3　衛生費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.97
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.90
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.92
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.90
			6,000,000人を超える数	0.85
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.24
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.31
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.33
			同上900,000人を超える数	0.26
			密度補正　I	
			その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人以上のもの	
			その団体の密度	1.00
			その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人に満たないもの	
			その団体の密度	1.00
			250人に満たない数が50人までの数	0.01
			同上50人を超え100人までの数	0.00
			同上100人を超え150人までの数	0.04
			同上150人を超える数	0.00
			普通態容補正	
			指定都市	0.746
			中核市	0.816
			特別区及び保健所設置市	0.840
			その他の市町村	1.000
	4　高齢者保健福祉費	65歳以上人口	段階補正	
			測定単位の数値が400,000人以上のもの	
			400,000人	1.00
			400,000人を超え510,000人までの数	0.93
			510,000人を超え610,000人までの数	0.89
			610,000人を超え850,000人までの数	0.89
			850,000人を超え1,100,000人までの数	0.88
			1,100,000人を超える数	0.93
			測定単位の数値が400,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			400,000人に満たない数が70,000人までの数	0.13
			同上70,000人を超え150,000人までの数	0.12
			同上150,000人を超え210,000人までの数	0.16
			同上190,000人を超える数	0.09
			普通態容補正	
			指定都市	0.925
			中核市	0.933
			その他の市町村	1.000
	5　労働費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.74
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.58